

島根県の対応

島根県対策本部決定

県内において、感染力の非常に強いオミクロン株による感染が昨年末に確認されて以降、感染が急拡大しており、県内全域に広がるおそれがあることから、令和4年1月24日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき、政府に対し、本県を新型コロナウイルス感染症に関して、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示するよう要請し、政府は、令和4年1月25日に、法第31条の4第3項に基づき、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、期間を令和4年1月27日から2月20日とする旨を公示した。

本県へのまん延防止等重点措置の適用や県内や全国の様況、基本的対応方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、下記のとおり要請する。

1. 重点措置区域

まん延防止等重点措置の区域を県内全域とする。

2. 都道府県をまたぐ移動

都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、

婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はないが、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること。

なお、ワクチン・検査パッケージ制度の適用及び対象者全員検査による行動制限等の緩和は、行わない。

3. 外出と移動

混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

4. 基本的な感染対策の徹底

職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」
- (5) 「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意すること。

5. 家庭や職場等での健康管理

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、

すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

6. 無料検査の受診

感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

7. 飲食店等への営業時間の短縮等の要請

飲食店等(テイクアウト、宅配を含まない)は、次のとおりとすること。(特措法第24条第9項、第31条の6第1項に基づく要請)

(1) 島根県新型コロナ対策認証店(以下、「認証店」という)以外の飲食店等については、

営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供(持ち込みを含む。)は行わないこと。

(2) 認証店については、次のいずれかを選択して対応すること。

① 営業時間を午前5時から午後9時までの範囲内とし、酒類の提供(持ち込みを含む。)を可能とする。ただし、酒類の提

供（持ち込みを含む。）は午後 8 時までとする。

② 営業時間を午前 5 時から午後 8 時までの範囲内とし、酒類の提供（持ち込みを含む。）は行わない。

(3) 飲食の際の人数は、同一グループの同一テーブルでの使用を 4 人以下とすること。

(4) この営業時間短縮の要請については、準備期間を考慮し、1 月 30 日までに開始すること。

この要請に協力した店舗には、要請に協力した期間に応じて、別に定める協力金を支給する。

なお、ワクチン・検査パッケージ制度の適用及び対象者全員検査による行動制限等の緩和は、行わない。

8. 飲食店等の利用

飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、

(1) 飲食の際の人数を、4 人以下とすること。

(2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で 2 時間を限度とすること。

(3) 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと。

(4) 営業時間短縮の対象となっていない飲食店等の利用を目的と

した鳥取県との往来は控えること。

- (5) 県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えること。ただし、鳥取県と、生活圏域（通勤・買い物等）に属する広島県・山口県の一部の地域の方との飲食については、控える必要はないこと。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること。（特措法第 24 条第 9 項、第 31 条の 6 第 2 項に基づく要請）

9. 大規模施設の取組

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条第 1 項に規定する施設（別紙 1）のうち 1,000 m²を超える施設は、入場者が密集しないよう「入場をする者の整理等」、「入場者へのマスク着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」、「会話等の飛沫による感染防止に効果のある措置」を行うこと。（特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づく要請）

10. 業種ごとのガイドライン遵守

感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること。（特措法第 24 条第 9 項に基づく要請）

11. イベント開催の目安

イベント等については、「島根県の対応（別紙2）」に示す要件に沿って開催すること。（特措法第24条第9項に基づく要請）

12. 接触確認アプリの活用

厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。

13. 事業所での接触低減の取組

事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。

14. 誹謗中傷や差別の防止

感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと。

15. 県立施設

県外からの集客が見込まれる県立施設（別紙3）を休館する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条第 1 項の施設

| 施設の種類 | 施設の例 | 要請の内容 |
|-------|---|---|
| 劇場等 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 等 | 【1,000m²超】 ・入場をする者の整理等 ・入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等） |
| 集会場等 | 集会場、公会堂、葬祭場 等 | |
| 展示場 | 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等 | |
| 商業施設 | 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 等 | |
| ホテル等 | ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。） | |
| 運動施設 | 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等 | |
| 遊技場 | マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等 | |
| 博物館等 | 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等 | |
| 遊興施設 | 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等 | |
| サービス業 | スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等 | |
| 学習塾等 | 自動車教習所、学習塾 等 | |

島根県の対応（令和 4 年 1 月 25 日島根県対策本部決定）

【令和 4 年 1 月 27 日以降のイベント等開催制限の目安について】

- (1) 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和 4 年 1 月 25 日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、令和 4 年 1 月 25 日付け事務連絡）に基づき、令和 4 年 1 月 27 日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は 2 万人まで、収容率の上限を 100%とする②それ以外の場合は、人数上限 5,000 人かつ収容率の上限を 50%（大声あり）（注1）又は 100%（大声なし）とする。

| | ①感染防止安全計画を策定（注2） | ②その他 （安全計画を策定しないイベント） |
|--------------|--------------------|--|
| 人数上限 （注4） | 2万人まで | 5,000人 |
| 収容率 （注4） | 100% 大声なしの担保が前提 | 大声なし 100%、大声あり 50%以内 （席がない場合は十分な間隔） |

（注1）令和 3 年 11 月 19 日付け事務連絡等により、「大声」を「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

（注2）参加人数が 5,000 人超のイベントに適用。様式は別に定める。

（注3）様式は別に定める。

（注4）人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする。

- (2) 大規模なイベント等（参加者 5,000 人超）の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の 2 週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。
- (3) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト（注3）を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から 1 年間保管すること。
- (4) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくや、接触確認アプリ（COCOA）等を活用すること。
- (5) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和 4 年 1 月 25 日付け事務連絡を確認すること。
- (6) ワクチン・検査パッケージ制度の適用及び対象者全員検査による行動制限等の緩和は、行わない。
- (7) ただし、まん延防止等重点措置の公示が行われた日から、最大 3 日間の周知期間終了後（1 月 28 日）までにチケット販売が開始された場合には、周知期間終了までに販売されたものに限り、キャンセルする必要はない。

休館する県立施設

| NO. | 施設名称 | 住所地 |
|-----|-----------------|----------|
| 1 | 島根県立しまね海洋館 アクアス | 浜田市久代町 |
| 2 | 島根県立三瓶自然館 サヒメル | 大田市三瓶町多根 |
| 3 | 三瓶小豆原埋没林公園 | 大田市三瓶町多根 |
| 4 | 島根県立宍道湖自然館 ゴビウス | 出雲市園町 |
| 5 | 島根県立古代出雲歴史博物館 | 出雲市大社町 |
| 6 | 島根県立石見美術館 | 益田市有明町 |